

A241  
15

議員数の研究

國政研究会

国立国会図書館



0006328-000


A241-15

議員数の研究

国政研究会

1938. 8

ABE



シタH12

昭13  
A  
288

議員数の研究

國政研究会

昭和十三年八月三十一日



13. 9. 19

昭13  
A  
288

A241  
15

# 議員教

## 目次

一、議員教の問題の意義	一
二、議員教の少い議院の長所（議員教の多い議院の短所）	五
三、議員教の少い議院の短所（議員教の多い議院の長所）	一四
四、二者選一の問題	一八
五、二院制國家に於ける各院の議員教に関する諸外國の立法例	二三
六、議員教減少の世界的傾向	二九
七、議員教決定の基準	三五
八、委員會の委員教	三八



82W16866

## 一、議員数の問題の意義

議員数の多少は議院の性能を決定する重要な要素である。従つて、議員数増減の問題は議會全体、立憲政治自体、延いては議員個人の聲價と重大密接な關係を有する問題である。然るにも拘らず、議員数の多い議院と議員数の少い議院の長所及び短所を比較し、此の長所と短所から見ても、議員数の多い議院と議員数の少い議院との何れを採るべきかを断定した者は殆んどない。殊に實際政治家に至つては、下院議員である場合には或は議員数を減少する時自らが次の總選挙に於いて當選を期待し得ないと言ふ疑懼の念から、而して上院議員の場合には自己が議員数減少の犠牲に供せられるかも知れずと云ふ利己的打算から、議員数の増加に賛成こそすれ、先

に立つて議員数の減少を口にするものは尙更に稀である。各  
國に於いて議員数の減少が議會外又は政府当局者に於いて懸  
調せられたのは此の間の消息を物語るものである。

議員数の多い議院には如何なる長所、短所があるか、又は  
議員数の少い議院にはどんな利益、不利益があるかと言ふ問  
題と總じて議員数の多い議院と議員数の少い議院と何れがい  
ゝかといふ問題は一寸考へた所では、極めて簡單、平易な問  
題であるやうに考へられるが、決してしかく簡單に片附けら  
るべき問題ではない。

此の議員数増減の問題は議院の組織を如何にすべきかと云  
ふことと議院の立法手續を如何にすべきかと云ふこととの二  
つの問題を解決せんとするに當り、通常直面する問題である。  
従つて一個の議員数の問題は議會制度全般に關涉する問題で

ある。故に此の問題は我國に於いては、貴族院令及び衆議院  
議員選挙法と議院法及び兩院の議事規則と關聯して考へられ  
ねばならない問題である。

一方には、下院の場合には下院をして出来るだけ選挙民を  
代表するものたらしめたいと言ふ要求、上院の場合には上院  
をして出来る限り貴族を代表せしめ及び學識経験の分子を吸  
收せしめたいと言ふ要求と、他方には、最大の能力と速度を  
以て議事を遂行せしめ、同時に出来る限り國費を節約した  
いと云ふ要求がある。議院をして前者の要求を満足せしめる  
と云ふ理論的見地からすれば、議員数を多くしなければなら  
ないであらうし、議院をして最大の能力と速度を以て議事を  
遂行せしめ且つ國費を節約したいと云ふ實際的見地からすれ  
ば、議員数は少きに如くはない。

故に議院の組織を満足なものとし、加ふるに議院の議事手續を改善し併せて國費を節約しやうとする理論的目的と實際的目的とを同時に達成しやうとすれば、結局に於いて、一方には議員数を多くし、他方には議員数を少くする、と云ふ矛盾した二つを調和しなければならぬのである。これ不可能である。これ議員数の多い議院がいか、議員数の少い議院がいかと云ふ問題が簡單、平易な問題でない、と云つた所以の理由である。

故に、要は議員数の少い議院には如何なる長所、短所があるかを考察し、長所が短所よりも多く、而も其の短所が致命的なものであれば、長所の多い方、致命的な欠点を有しない方を採るより外に道がない。

議員数の少い議院の長所は議員数の多い議院の短所であり、

議員数の少い議院の不利益は議員数の多い議院の利益であるから、議員数の少い議院の長所、短所を考察すれば、自ら議員数の多い議院の利益、不利益が判明する譯である。

## 二、議員数の少い議院の長所

(議員数の多い議院の短所)

「イエリネツクル(獨)」、「ルース(米)」、「ブラウニアス(獨)」及び「ウイロービル(米)」の四学者が議員数の少い議院の長所又は議員数の多い議院の短所として指摘する所を、重複する点あるも、其の儘左に列記しよう。

(一) 議員数の少い議院に在りては、議院の活動が活潑になる。これに反して、多数の議員を擁する議院は活動が鈍

リ、此の結果、政治の中心が立法部を離れて、行政部に  
移るに至る。例へば、一八四八年の佛蘭西憲法の下に於  
ける議會は七五〇名の議員を擁し、悉めに君んど有用の  
活動を爲し得ず、遂にナポレオン三世の独裁を誘致した(ブラウニアス)。  
(一)、議員数の多い議院では慎重な審議が不可能である(ルース)。  
(二)、議員数の少い議院では眞の討論の可能性が多数の議員  
を擁する議院の場合に於けるよりも遙かに大である。議  
員数が少なれば、十分に自説を述べること、法律案  
の修正を提議すること、修正を弁護すること、之等  
を爲さんとする總ての議員に可能である。此の結果は、  
法律案の善悪が実際に論じ盡され、法律案の運命が速か  
に決定せられる。多数の議員を擁する議院では、これは  
事実上不可能である。若し多数の議員を擁する議院が能

率を上げようとするれば、議院は討論の権利のみならず、  
修正の権利を制限する規則を是非とも採用しなければな  
らない。これは議院の活動の中心を少数の議員を以て組  
織する委員会に移らしめ、委員会の報告に支配権を與へ  
るに至る。アメリカ合衆國の上下兩院は此の間の事情を  
明かに立證してゐる。即ち、合衆國の下院へ議員数は四  
三五名しは討論を嚴格に制限する規則のみならず、議院  
の時間をコントロールし、加ふるに、実に委員会の報告  
に加へる修正の限度を決定する大なる権力を政府党の幹  
部に附與する規則をも採用せざるを得ざるに至つてゐる。  
これに類する規則を合衆國上院へ議員数は九大名の規  
則又は慣例中に見出すことは出来ない。合衆國の上院が  
世界中とまでは行かずとも、合衆國の總ての議院中で最



も勝れた討論の府であることを誇つてゐる。其處には通  
常討論に秩序がある。此の如き秩序は議員数の多い合衆  
國の下院には殆んど見出され得ないのである（ウイロービ  
ー）。

(四) 議員数の多い議院では議決に到達するに必要な妥協及  
び譲歩が妨げられる（ヘルース）。

(五) 十名の議員よりも百名の議員を擁する議院の方が原案  
に復し又は修正を受諾することが遙かに困難である（ヘル  
ース）。

(六) 百名以上の議員を擁する議院は群衆である。換言すれ  
ば、議員数の多い議院は群衆心理に驅られ、感情が理性  
を制するに至る（ヘルース）。

(七) 議員数の多い議院は先入主及び激情によつて左右せら

れ易い（ヘルース）。

(八) 議員数の多い議院は道理の敵である所の党派的な論争  
に陥り、論理の敵である所の雄辯に引きずられ易い（ヘル  
ース）。

(九) 議員数の少ない議院では、發言レ又は討論の自由を濫用  
せんとする誘惑が議員数の多い議院に比して遙かに少く  
なる（ヘルース）。

(一〇) 議員数の少ない議院では議員の賣名的發言が議員数の多  
い議院に於けるよりも遙かに少くなる（ヘルース）。

(一一) 議員数の少ない議院では議員が相互に親密になり、従つ  
て党派心が緩和せられる（ヘルース）。

(一二) 議員数の少ない議院に在りては、議員数の多い議院に於  
けるよりは責任の所在が遙かに明白であり、従つて議員  
ル

は議員数多く、責任が廣く分散してゐる場合よりも遙かに強い責任感を以て議員の職責を果すであらう（ホイロロ）。

(三) 議員数の少い議院では議員間に自己が有力であり、自己の言動は重大な結果を招くと云ふ自覚が起り、責任感が強くなる（ヘルース）。

(四) 議員数の少い議院では各議員の言動がよく世間に知れ渡り、世間は議員を監視し、従つて議員の無責任な言動を防ぐことが出来る（ヘルース）。

(五) 議員数の多い議院では議員の議事参加率が議員数の少い議院に比して低下する（ヘルース）。

(六) 議員数の少い議院では議員の地位に対する魅力が増加し、議院に人物が吸収せられ、議員の質が向上する。即

ち議員数の少い議院に於ける議員の地位は議員数の多い議院に於ける議員の職よりも遙かに国民中の有能分子に魅力を持つ。これ疑もなく、總じて下院よりも議員数の少い上院の議席が下院の議席よりも遙かに憧憬の対象となり、而して上院議員が概して下院議員よりも人物に於いて遙かに優れてゐる所以の一理由をなしてゐる（ホイロロ）。

(七) 議員数の少い議院では議員が相互に親しくなり、各議員の能力及び健全な判断力を尊重し合ひ、而して相互に議員達の共通の問題を議する機会が大である。此の長所は割合に注意を惹かないのであるが、大いに重要な長所である。法律案は議院に於ける討議中に些細な修正を受けられることがあるが、該法律案に関する根本的決定は大抵

議院外で行はれる。又此の法律案の實質的なる審議は本会  
議に於いても、委員会に於いても行はれない。法律案に  
して重要なものであれば、議員間の私的会談の問題とな  
る。それにも拘らず、此の私的会談は、形式に縛られる  
ことがないから、法律案の最後の運命を決定する。此の  
如き議員間の私的会談は争を解決し、反対を除き、一致  
点に到達するには非常に有効な方法である。此の如き目  
的を達成する機会には議員数の少い議院に於ける方が遙か  
に大であることは明白である（ハイロービー）。

(六) 議員数の少い議院では議員は多数の議員を擁する議院  
に於けるよりも遙かに國務に習熟するに至る（ヘルース）  
(五) 議員数の少い議院はそれだけ議員提出の議案件数が多  
数の議員を擁する議院に於けるよりも少く、従つて会期

が短かくて戻る（ヘルース）。

(四) 議員数の多い議院では時間が浪費せられ、会期が長引  
くに至る（ヘルース）。

(三) 議員数の少い議院では議院の経費又は議員の歳費が節約  
せられる（ブラウニアス及びルース）。世界的に云つて  
最近では議員数を減少する傾向が顕著であるが、此の傾  
向の本質的な理由の一は経費の節約である。實際殆んど  
収入の方面を有たない議會の支出の大部分を占めるもの  
は議員の歳費である（ブラウニアス）。

### 三、議員数の少ない議院の短所

(議員数の多い議院の長所)

一四

- (一) 議員数の多い議院は總ゆる意見を代表せしめることが出来るが、議員数の少ない議院ではそれが不可能である(ブラウニアス)。議員数の多い議院は、議員中に總ゆる職業に従事する者を包含せしめ得ることによりて、議員数の少ない議院よりも遙かに多くの社会的努力を代表せしめることが出来る(ルース)。
- (二) 議員数の多い議院は議員数の少ない議院に於けるよりも地方の事情及び地方の意見を遙かによく知ることが出来る(ルース)。
- (三) 議員数の少ない議院は、其の性質上、議員数の多い議院が

有すると同一程度の代表的な性質を有し得ない(ウイロ  
ー心)。

- (四) 有権者が選出する議員数が少なければ少ない程個人の選挙権の価値は小である(イエリネツク)。

- (五) 議員数少なければ、有権者が候補者の人格及び識見を知ることが困難になる。何となれば、若し代表の基礎が人口であるならば、一名の議員を選出する選挙区は必然的に議員数の多い場合の選挙区よりも遙かに大であり、従つて有権者が候補者の人物識見を熟知することが困難になるからである(ウイロ心)。

- (六) (五)の理由によりて、候補者の詮衡権が政党の手に移り、直接選挙の意義が失はれる(ウイロ心)。

- (七) 議員数が少ないと議院の独立性が害せられる(イエリネツ

二五

ク)。議員教の少い議院では議員教の多い議院に比して議員が特殊利益の不当な勢力に左右せられることが大である(ホイロービー)。議員教多い時は金力が議員を支配することとが遙かに困難である。議員教多い議院では腐敗行爲の機会が遙かに少く、特殊な利害関係者との結託は遙かに困難であり、一切の秘密な勢力が妨げられる(ヘルース)。

イ 議員教多ければそれだけ多くの國民が立法事業に関する知識を有するに至り、此の議員を通じて國務に関する知識が廣く國內に流布せられ、従つて國民の政治知識が向上し、國民の政治教育になる(ヘルース)。議員教多ければ、議員教の少い場合よりも遙かに多くの有権者が其の代表者を知り、従つて議会のなすことに個人的な関心を有するに至る(ヘルース)。

ウ 議員教の多い議院では議員教の少い議院よりも其の活動が遙かに緩慢であるから、早急輕率な立法の危険が遙かに少い(ヘルース)。

エ 議員教の多い議院では、飛言及び投票に於いて議員間の個人的な友誼が専せられることが遙かに少い(ヘルース)。

オ 議員教多ければ、議院は各委員会に適任な議員の物色が容易である(ヘルース)。

カ 議員教の少い議院では、一議員が危険な力を持ち、一議員の一票は良い法律案を否決せしめ、又は悪い法律案を可決せしめる比較的力大なる力を持ち、少数の議員の欠席が大なる結果を招く機会が多い(ヘルース)。

#### 四、二者選一の問題

二八

議員数の少い議院が短所のみを有し、長所を一切有しないならば、換言すれば、議員数の多い議院が長所のみを有し、短所を一切有しないならば、絶対に議員数の多い議院を採るべきであると言ふ断定が直ちに下され得るのであるが、上述の如く、議員数の多い議院には長所の反面に幾多の短所があるのであるから、一概に議員数の多い議院を送るべしと云ふ断定は下し得ない。然し目前の要求が議員数の少い議院と議員数の多い議院との何れか一を選ぶにありとすれば、二者を比較して長所の多い方、致命的な短所を有しない方を選ぶより外に道がないことは既に述べた如くである。然し、單に長所の多い方、致命的な短所を有しない方を選

ぶと云ふだけでは、主観の相違、見解の相違により結局水掛論に終り、結論に到達し得ない虞れがある。故に水掛論に陥るを防ぎ、二者選一の結論を得るがためには、客観的情勢を基準として指導原理を立て、此の指導原理に基いて二者の一を送択するを以て目的に最も合致するものと云ふべきであらう。然らば謂ふ所の客観的情勢とは何であるか。一九二八年伯林に開催せられた萬國議員会議に於いて、一ポーランド代表は「議會政治は左右の両独裁者によりて脅かされるから病氣なのではなくして、議會政治が病身であるから左右の両独裁者によりて脅かされるのである」と云つた。味ふべき至言であるが、然らば議會政治には如何なる病氣欠陥があるか。それは議會が最早昔日の如き有效な機能を嘗み得なくなつたと云ふ一事に盡きる。然し病氣には總て原因がなければなら

ない。従つて問題は、然らば議會政治の病根は那辺にあるの  
であるかと云ふことに帰着する。此の問題に対する回答は簡  
單明白である。即ち議會制度が客観的債務の变化に適應して  
ゐないと云ふことである。それは國家予算總額が八千萬円台  
であり、政府提出の法律案が僅かに八件と云ふ少数であり、  
而かも法律案の性質が簡單な非経済的なものであつた初期議  
会頃と予算總額が、今次の日支事変前に於いても、三十数倍  
し、政府提出の法律案件數十数倍し、加ふるに法律案の性  
質が概ね複雑な経済的、社会的なものとなつた今日と貴族院  
令、選挙法及び議院法が根本に於いて不変であり、旧態依然  
たる議員を以て組織する議院が旧態依然たる形式の下に議事  
を行つてゐると云ふことだけを指摘すれば足りる。かゝる現  
狀に於いて議會制度一般がその機能を發揮せず、不信を買ふ

は寧ろ当然である。従つて議會制度改革の要は單に現下の非  
常時局に起因するのではなくして、その因つて来る所産しと  
云はねばならないのである。然るにも拘らず、旧套を墨守し  
て、一時の安を偷むに急にして、今にして必要当然の改革を  
躊躇するに於いては、遂に議會制度は單に其の形骸を止むる  
に過ぎざるに至り、悔いても及ばざるに至るなきを深し難い  
のである。

然らば上述の如き情勢の变化に順應すべき議會制度は如何  
にあるべきであるか。豫算の膨脹と複雑な法律案の件数の急  
激な増加は、憲法第四十二條の恒書の慣用による会期の延長  
其の他議事の形式上の問題を外にしては、議院をして出来る  
だけ學識經驗の分子を議員として吸收せしめ、以て能率的に  
議案を消化せしめることを緊急に要求する。此の要求は議員

の職が國民の有能分子に魅力を持ち、議員が職務に習熟し、  
 議員が強き責任感を有し、議員が克己心に促はれることなく  
 廣言麗句に左右せられることなく平靜慎重に審議し、時間の  
 浪費が避けられ、議院の活動が活潑になることによりて大い  
 に充たされる。これ議員数の少いことによりて初めて期待し  
 得られる所である。議員数の多い議院は此の如き要求を充た  
 し得ないと云ふ致命的な欠陥を有する。加之、量的に多いこ  
 とは質的に優れたことを必ずしも意味しないが、議員数の少  
 い議院の長所が数量的にも議員数の多い議院の長所を凌駕す  
 ることは第二章と第三章よりして明白である。

五、二院制國家に於ける各院の議員数に  
 関する諸外國の立法例

二院制の國家では各院の議員数を幾許にすべきかと云ふ問  
 題が生ずる。我國兩院の議員数の比率を決定する参考資料と  
 して、左に一九三八年度の世界政治年鑑 (*Political Handbook of the  
 World*) により二院制國家に於ける各院の議員数を掲げ、併せ  
 て筆者が算出せる各國の兩院議員数の比率を附記する。

國名	上院議員数	下院議員数	比率
アイスランド	一六	三二	一對二
アメリカ合衆國	九六	四三五	一、四・五三
アルゼンチン	三〇	一五六	一、五・二
イギリス	七七九	六一五	一、〇・七九



デンマーク	七六	一四九	一〇・九六
ニカラグア	二四	四三	一〇・七九
ノールウェー	三八	一一二	一〇・九四
ハイチ	二一	三七	一〇・七六
パラグアイ	二〇	四〇	一〇・二
ハンガリー	二五二	二四五	一〇・九七
フランス	三一四	六一八	一〇・九六
ベルギー	一六七	二〇二	一〇・二
ポーランド	九六	二〇四	一〇・六一二
ボリヴァ	一六	七三	一〇・四五
メキシコ	五八	一七〇	一〇・三〇三
ユーゴスラヴィア	九二	三一七	一〇・三四四
リベリア	一〇	二一	一〇・六一

イタリー	三五〇	四〇〇	一〇・一四一
イラク	二〇	一〇八	一〇・五〇四
ウルグアイ	三一	九九	一〇・三二
エストニア	四〇	八〇	一〇・二
エクアドル	三二	五六	一〇・七五
エチオピア	一三二	二三二	一〇・七五
オランダ	五〇	一〇〇	一〇・二
キューバ	三六	一六二	一〇・四五
コロンビア	五六	一一八	一〇・六一
サントドミンゴ	一三	三五	一〇・七
スウェーデン	四四	一八七	一〇・四二五
スエーデン	一五〇	二三〇	一〇・五三
チリ	一五〇	三〇〇	一〇・二
チリ	四五	一四六	一〇・三二四

ルーマニア	二四八	三八七	一、一五六
ルクセンブルク	一五	五四	一、三六
ヴェネジエラ	四〇	八五	一、二一二

此の表を分析する時、次の如き六つの結果が得られる。

- (一) 總教三十四ヶ國中、イギリスとハンガリーの二君主國を除く三十二ヶ國に於いて上院議員教は下院議員教よりも少い。
- (二) 下院議員教が上院議員教の倍に充たざる國家は總教三十四ヶ國中十ヶ國であつて、此の十ヶ國中六ヶ國は君主國である。
- (三) 總教三十四ヶ國中二十二ヶ國に於いて上院議員教は下院議員教の半数以下である。

(四) 總教三十四ヶ國の兩院議員教の平均比率は上院一対下院一・七三であつて、下院議員教は上院議員教の倍に充たない。然し下院議員教より上院議員教の多いイギリスとハンガリーの二國を除けば、平均比率は上院一対下院一・九である。

(五) 君主國に於いては、上下兩院の議員教は概して開きが少い。即ち君主國に於ける兩院議員教の平均比率は上院一対下院一・三である。英均二國を除けば比率は一対一・六五となる。

(六) 民主國に於いては概して兩院議員教の開きは君主國に比して大である。即ち平均比率は上院一対下院一・六三である。

上掲の表を分析して得たる六つの結果中特に注目すべきは、

二院制國家に於いて上院議員数は下院議員数よりも少数である  
と云ふことと君主國に於ける兩院議員数の開きは民主國の  
それに比し小であると云ふ二原理の存在することである。我  
が國の貴族院議員数も亦此の二原理に合致し、貴族院議員数  
は衆議院議員数より少数であり且つ其の比率は貴族院の一に  
對し衆議院は二一三であつて、兩院議員数の開きも亦僅少で  
ある。然し君主國に於ける英、匈二國を除ける平均比率一計六五  
に比すれば我が國兩院議員数の開きは遙かに小である。故に  
外國の平均比率に合致せしめんとすれば、我が國に於いては  
下院議員数の四六六名に對して上院議員数は二八二名でなけ  
ればならない。假りに英、匈二國を含めた君主國の平均比率並  
にするとしても尚且つ三五八名でなければならぬ。然れ共  
議員数の少い議院を採るべしと云ふ要求に従つて衆議院議員

数も亦現在より減少しなればならないから、下院議員数の  
減少と共に貴族院議員数も亦適減するのである。  
貴族院議員数が衆議院議員数よりも少数であるべきは二院  
制度採用の理由から貴族院が再審院の性質を有することと衆  
議院が直接國民を代表するに反し、貴族院が少数者たる貴族  
の代表者と學識經驗介子を以て組織することとの當然の歸結  
である。過去教度に亘る英國の上院改革案も亦上院議員数を  
下院議員数の約半数たらしめたのである。

### 六、議員数減少の世界的傾向

世界的に見て、最近では議員数を減少せんとする傾向が顕著である。左に例證しよう。

- (一) イタリア 一九二八年に下院議員数は従前の五三五名から四〇〇名に減ぜられた。
- (二) デンチツ 一九三〇年に一院制議會の議員数を一二〇名から七二名に減少した。
- (三) サント・ドミンゴ 以前には下院議員数は六七名、上院議員数は三二名であつたが、一九三〇年の改正憲法の下では下院議員数は三五名に、上院議員数は一三名に改められた。
- (四) クイーンズランド 一九三三年に一院制の議會の議員数は以前の七二名から六二名に減少せられた。
- (五) オンタリオ 一院制議會の議員数は一九三三年までは

一一二名であつたが、同年の選挙法改正によりて九〇名に減ぜられた。

(六) アイルランド 一九三四年に下院議員数を一五三名から一三八名に減少した。

(七) ニュージーランド 上院議員が任命制であつた當時は上院議員数は八六名へ一九三二年現在一であつたが、一九三四年選挙制に改められると共に議員数も亦六十名に改められ、同時に下院議員数も一一五名から九〇名に改めた。

(八) ポーランド 新憲法下に於ける一九三五年七月八日の下院議員選挙法は議員数を旧憲法下に於ける四四四名から二〇八名に減じ、同日の上院選任法は一一一名から九大名に減少した。

(ウ) ポルトガル 一九三五年の新憲法は一院制議會の議員

数を九十名と定めた。一九一一年の憲法下の二院制當時

に在りては下院議員数は一六四名であり、上院議員数は

七一名であつた。

(ロ) リスアニア 一九二七年に一院制の議會が解散せられ

るまでは議員数は八五名であつたが、一九三六年の選挙

では議員数は四九名となつた。

(ニ) ブルガリア 一九三七年十月二十三日の改正選挙法に

より一院制議會の議員数は一六〇名に改められた。此の

改正前には議員数は二七四名であつた。

尚、ニユー・ファウランドでは、財政困難のため英國自

治領の地位を放棄して議會が廃止せられるまでは、議會の

議員数は二七名であつた。然し此の二七名も亦一九三二年

に従前の四十名から減少せられたのであつた。

エストニアでは一九三七年九月公布の新憲法で二院制を採

用したのであるが、其の前までは一院制の議會の議員数は

五〇名であつた。これも亦一九三三年以前には一〇〇名で

あつたのである。

因に反対に議員数を増加したる例は極めて稀である。尚

一言附言したい事は國務が少く、従つて議會の議事が少く且

つ簡單であつた十九世紀に於いて議員数は却つて比較的少

あり、民主國家に於いては一議員の代表する人口数も亦比

較的小であると云ふことである。

上述の如く、殊に一九三三年後に於いて議員数を減少する

傾向が著しいのであるが、之れは世界的な經濟恐慌の襲來に

起因する財政困難から議員数を減少して以て経費を節約する

と言ふ希望と國務の複雑多端が議員数の多い議會の無能力を  
招來したと云ふこととに基くのである。

因に我が國では衆議院議員数は三〇〇名、三六九名、三八  
一名、四六四名、四六六名を漸次増加せられ、議員一名は十  
四萬七千名の人口（内地）を代表するのである。然るにアメ  
リカ合衆國では四百三十五名で、一議員が代表する人口数は  
我が國の約倍である。故に我が國の衆議院議員一名がアメリ  
カ合衆國の下院議員一名が代表すると同数の人口数を代表す  
るとすれば、我が國の下院議員数は現在の半数で足りる訳で  
ある。然し適當な議員数の算出は人口数を基準とすべきでは  
なく、又議員数の過少は議院の有効な活動を妨げるものであ  
る。適當な議員数は幾許であるか及び此の適當な議員数を決  
定する正當な基準は何であるか。次に解決すべき問題である。

### 七、議員数決定の基準

既に議員数の少い議院を選ぶべしと云ふ結論を得たのであ  
るが、然しイェリネツクも指摘して居る如く、議員数が余り  
に少い時にも本議院は付議せらるべき各種の事項に就き造詣  
深き議員を擁することを得ず、従つて有効な審議を期待し得ないが  
故に、如何に議員数の少い議院を採るべしと云ふも、其處に  
は自ら限度が存するのである。されば適當な議員数を決定す  
る基準は一會期中議院に付議せらるべき法律案の性質と量で  
ある。而して此の法律案の性質と量は議院の委員會の教と各  
委員會の委員数を決定する標準である。故に問題は一転して  
今日の議院に適當な委員會の教と委員の数は幾許であるかと  
言ふ議院法及び兩院規則の根本改正に触れる問題に一転する

款である。

先づ適當な委員會の教であるが、ウイロービーも云つて居る如く、委員會の教が多過ぎる時には委員會制度の有効な運用を妨げ、又ジエニングスが強調してゐる如く、常任委員會の教が餘りに少い時は教個の議案を同時に審査することが出来ないと言ふ欠陥がある。然らば過不足なき委員會教は幾許であるかカリフォルニア議會の議事規則委員會は常任委員會教を現在の五十八個から十五に減少すべきことを推薦し、ウイロービーは常任委員會の教を中央行政官廳の教に一致せしむべきを提唱し、ジエニングス亦之れに同じて頻繁に立法する省毎に一の常任委員會を有すべきである。而して英國に於いては此の如き省とは大蔵省、内務省、保健省、文部省、労働省、商務省、交通省、農漁省及びスコットランド省である。此の九省以外の

比較的立法することの少ない省では例へば陸海軍両省を合して國防常任委員會を設けるとか、自治領省と植民地省とを合して之れに自治植民常任委員會を設置するが如く、二省又は三省に一個の常任委員會を置くべきであると強調してゐる。複雑な専門知識を要する法律案が益々増加の傾向にある事は周知の通りである。我が國に於いても真に議會の權威を保持せんとすれば、時代の要求に応じて常任委員會の教を増加することが必要である。而して我が國に於いて過不足なき委員會の教は常任委員會の十五個を設置し、特別委員會の五個を予定することであらう。

以上の如く委員會の教は決定せられたのであるが、これのみでは未だ正當な議員教の決定は出来ない。同時に委員會の委員教を決定する必要がある。

## 八、委員會の委員數

委員會が委員會として行動するに適するがためには委員數は少教でなければならぬ。過大な委員會は、若し十五の常任委員會を設置する時には、必然的に一人の議員が數個の常任委員を兼任するの結果を招來し、委員會開會の困難と審査の延滞を來す。又委員數の餘りに少き委員會制を採る時には、十五個の常任委員會を設置するも、各議員に少くとも一の常任委員會の審査に参加するの機會を失へることが出來なく、同時に委員會は所要の造詣ある議員を委員として吸收し得なくなる。然らば適當な委員數は何名であるか。ウイロビーは特に重要な委員會には比較的多数の委員を配分すべきである。其の理由は出來るだけ多くの議員が此の如き重要な

委員會の議事に参加する事が望ましく、又此の如き重要な委員會は審査すべき議案件數が多いといふにあるのである。而してウイロビーが言ふ所の重要な常任委員會とは合衆國では就中、歳出委員會、歳入委員會及び刑法民法、訴訟法を所管する司法委員會を意味するのである。ジエニングスは二十名よりも多くの委員を以て組織する委員會は殆んど能率約ではあり得ない、委員數の最大限は三十名であり、定足數は十名であるべきであると提唱してゐる。

我が國に於いて十五箇の常任委員會を設置するとすれば、予算委員の四十九名を例外として他の委員會は二十一名を妥當とすべく、これに各九名位を委員とする特別委員會五個を予定するとして、衆議院の議員數は<sup>三百五十</sup>四百名以内を以て十名とすべく、貴族院議員數は既述する所より二百五十名以内を



適當と考へるのである。

## 九、参考文献

### 一、議員数の問題

- H. Jellinek, *Ausgewählte Schriften und Reden*. 2. Bd. 1911. S. 236f.  
R. Luce, *Legislative Assemblies*. 1924. pp. 56-97  
K. Brauner, *Das parlamentarische Wahlrecht*. 2. Bd. 1932. ss. 56-90  
W. F. Willoughby, *Principles of Legislative Organization and Administration*.  
1934. pp. 255-263, 339 and 604-611.  
F. F. Blackly and M. E. Catman, *Introduction to Comparative  
Government*, 1935. p. 343

### 二、委員会及び委員数の問題

- W. F. Willoughby, *Principles of Legislative Organization and  
Administration*. pp. 339 and 604-611.  
Lutz Jennings, *Parliamentary Reform*, 1934 (本書は「議院法  
改正資料」の名称で拙訳が国政研究会から発行せられてゐる)  
W. B. Graves, *American State Government*, 1936. pp. 214-216.

(大西邦敏調)

